

自殺対策基本法の改正に係る経緯

法改正に係る主な活動

- 平成25年11月 「自殺総合対策の推進に不可欠な財源確保に関する緊急要望書」を安倍総理に提出
- 平成26年6月 「若者自殺対策に関する緊急要望」を菅官房長官に提出
- 平成27年5月 「自殺のない社会づくり市区町村会」と「自殺対策全国民間ネットワーク」から連名の「自殺総合対策の更なる推進を求める要望書」を受け取り、必要な施策を実現するため参院厚労委で決議を行うことを決定
- 平成27年6月 参院厚労委が全会一致で「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」を採択。『我々は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、立法府の責任において、政府に対し、自殺総合対策の更なる推進を促すとともに、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む決意である。』と前文に謳った通り、基本法の改正に向けた作業を具体的に開始
- 平成27年8月 「自殺対策基本法の改正に向けた協力」も含めた「自殺総合対策の更なる推進に関する緊急要望」を菅官房長官に提出
- 平成27年7月 自殺対策基本法の改正に関して、5回にわたり計28団体に対して
～9月 ヒアリングを実施

(実施順)NPO法人蜘蛛の糸、NPO法人自殺予防ネットワーク風、いのちリスペクト。ホワイトリボンキャンペーン、NPO法人POSSE、NPO法人BONDプロジェクト、NPO法人Light Ring、日本自殺総合対策学会、日本自殺予防学会、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク、NPO法人全国自死遺族総合支援センター、全国自死遺族連絡会、NPO法人ジェントルハートプロジェクト、自殺のない社会づくり市区町村会、日弁連 自殺問題対策PT、日司連 自死問題対策委員会、自死遺族支援弁護団、一般社団法人社会的包摂サポートセンター、日本いのちの電話連盟、NPO法人東京自殺防止センター、一般社団法人日本臨床心理士会、自殺予防総合対策センター、公益法人日本薬剤師会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、日本精神神経科診療所協会、精神医療被害者連絡会、一般社団法人日本臨床救急医学会、荒川区、大阪府

- 平成27年9月 関係府省及び関係機関に対して、自殺対策基本法の一部を改正する法律案について意見照会を実施

(関係府省)内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、財務省、(関係機関)全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国保健所長会、全国精神保健福祉センター長会

- 平成27年9月25日 自殺対策を推進する議員の会「第13回総会」にて、自殺対策基本法の一部を改正する法律案(「パブコメ前」議連案)を決定